

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年2月14日

水曜日

第4314号

目次

告示

- | | |
|--------------------------------|---|
| ○地籍調査の成果の認証 | 1 |
| ○土地改良区の定款変更の認可 | 2 |
| ○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧 | |
| ○個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の指定 | 8 |

公告

- | | |
|---------------------|--|
| ○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出 | |
|---------------------|--|

告示

富山県告示第57号

地籍調査の成果の認証について

上市町における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

平成30年2月14日

富山県知事 石井 隆 一

1 調査を行った者の名称

上市町

2 調査を行った時期

平成24年4月16日から

平成27年3月27日まで

3 成果の名称

上市町（大字湯上野の一部外）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

上市町（大字湯上野の一部外）

5 認証年月日

平成30年1月17日

富山県告示第58号

土地改良区の定款変更の認可について

砺波市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成30年1月29日認可した。

平成30年2月14日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第59号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営五箇庄北部地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営五箇庄北部地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成30年2月14日から

平成30年3月14日まで

3 縦覧の場所

朝日町役場

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、

富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）第14条第 1 項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第60号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により県営西加積・中北地区土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営西加積・中北地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成30年2月14日から

平成30年3月14日まで

3 縦覧の場所

滑川市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第 87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第61号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営祖谷地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営祖谷地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成30年2月14日から

平成30年3月14日まで

3 縦覧の場所

南砺市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法

律第139号)第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと(1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと)を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。)、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第62号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営双子池地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営双子池地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成30年2月14日から

平成30年3月14日まで

3 縦覧の場所

魚津市役所

教示

- この土地改良事業計画(以下「計画」という。)については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと(1の

審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと)を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。)、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第63号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営北八代地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営北八代地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成30年2月14日から

平成30年3月14日まで

3 縦覧の場所

氷見市役所

教示

- この土地改良事業計画(以下「計画」という。)については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと(1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと)を

知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第64号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営新保大池地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営新保大池地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成30年2月14日から

平成30年3月14日まで

3 縦覧の場所

氷見市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟におい

て富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第65号

個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の指定について

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）第37条の2第3号ウの規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を次のとおり指定したので、富山県税条例施行規則（昭和29年富山県規則第27号）第41条の2第3項の規定により告示する。

平成30年2月14日

富山県知事 石 井 隆 一

指定年月日	法人又は団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
平成30年2月2日	学校法人近畿大学	清水 由洋	大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

土地区画整理組合の理事の氏名等の届出について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により朝日町泊駅南土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成30年2月14日

富山県知事 石 井 隆 一

藤 田 栄 一

下新川郡朝日町平柳 481番地

平 坂 昇	下新川郡朝日町平柳81番地
畑 信 義	下新川郡朝日町平柳 432番地 1
平 坂 義 孝	下新川郡朝日町平柳33番地
平 田 猛	下新川郡朝日町平柳 460番地 1
平 坂 慎 一	下新川郡朝日町平柳 486番地 4
平 坂 正 治	下新川郡朝日町平柳 554番地
藤 田 武 義	下新川郡朝日町平柳 285番地 2
平 野 貞 聡	下新川郡朝日町平柳 801番地 4

